

1 国家公務員倫理法令違反を防止するために

- ✓ 国家公務員が業務の相手方となる事業者の皆様と情報交換をさせていただくことは非常に重要です
- ✓ 違反を防止するためには、事業者の皆様にも国家公務員の禁止されている行為、認められている行為を正しく理解していただく必要があります

2 国家公務員倫理法令上の禁止行為

(1) 「利害関係」(契約関係、許認可の申請や立入検査を受けるなど事業の所管関係等)にある事業者の皆様から原則として、次の行為を受けることが禁止されています

禁止行為

- ① 金銭、物品等の贈与を受けること
- ② 金銭の貸付けを受けること
- ③ 無償での物品等の貸付けを受けること
- ④ 無償で役務の提供(車による送迎等)を受けること
- ⑤ 供応接待を受けること
- ⑥ 未公開株を譲り受けること
- ⑦ 共に遊技・ゴルフ・旅行をすること
- ⑧ 利害関係者に要求して、第三者に①～⑦のような行為をさせること

※ 倫理法令違反により免職や停職、減給等の懲戒処分を受けた国家公務員は累計で1,537人(H12～R4)

(2) 前記(1)の行為は禁止されている一方で、次のような行為は認められています

認められる行為

- ① 宣伝用物品又は記念品の贈与(広く一般に配布するためのもの)を受けること
- ② 職務として利害関係者を訪問した際に、提供される物品を使用すること及び周囲の交通事情等からみて相当と認められる範囲で、利害関係者から提供される自動車(利害関係者が日常的に利用している社用車等)を利用すること
- ③ 職務として出席した会議等の会合で茶菓の提供を受けること
- ④ 職務として出席した会議で簡素な飲食物の提供を受けること
- ⑤ 多数の者が参加する立食パーティーで記念品の贈与及び飲食物の提供を受けること

3 国家公務員が行うべき報告・届出等のルール

- ✓ 国家公務員の行動の透明性を確保すること等を目的として報告などのルールが定められています

- 贈与等の報告 → 事業者等から1件5千円を超える贈与等を受けたとき(本省課長補佐級以上の職員)
- 株取引等及び所得等の報告 → 前年に行った株取引等及び前年分の所得等(本省審議官級以上の職員)
- 1万円を超える飲食の届出 → 利害関係者と共に飲食をする場合で、自己の費用が1万円を超える場合
- 講演等に係る承認 → 利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演をしようとする場合

国家公務員自身が襟を正すことが最も重要ですが、国民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、事業者の皆様と適切な交流・意見交換を行えるように、皆様にもご理解とご協力をお願いします

違反事例をご紹介します



違反事案 その①

- ✓ A省の職員が、利害関係者（許認可等の相手方事業者）から、飲料を卸売価格で購入したことにより、結果として小売価格との差額分について金銭の贈与を受けることとなった

金銭、物品等の贈与を受けることはできません

ただし、社名入りのカレンダーなど、広く一般に配布されている記念品や宣伝用物品を受け取ることは認められています

違反事案 その②

- ✓ B省の職員が、利害関係者（立入検査、監査又は監察の相手方事業者）から無償でスマートフォンの貸与を受けて使用料を負担させた

無償で物品等の貸与を受けることはできません

ただし、職務で利害関係者を訪問した際に、その利害関係者から提供される物品（文房具等）を使用することは認められています

違反事案 その③

- ✓ C省の職員が、職務として利害関係者（補助金等の交付の相手方事業者）の工場を訪問する際、当該工場の所在地は特段交通不便な場所ではないが、先方の好意で、当該利害関係者が最寄り駅から工場従業員を送迎するために運行している社内バスを利用した

無償でサービスの提供を受けることはできません

ただし、職務で利害関係者を訪問した際に、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲（公共交通機関がない等）で、日常的に使用している自動車（社用車等）により送迎を受けることは認められています

違反事案 その④

- ✓ D省の職員が、利害関係者（契約の相手方事業者）との間の少人数での懇親会において、割り勘分に満たない費用しか負担せず、差額分の供応接待を受けた

供応接待を受けることはできません

ただし、自己の費用を負担（割り勘）して飲食を共にすることや、国家公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物の提供を受けることなどは認められています

割り勘分と実際の負担分に差が生じる場合、差額分の供応接待を受けたことになります

違反事案 その⑤

- ✓ E省の職員が、利害関係者（許認可等の相手方事業者）と共にゴルフを行った

一緒にゴルフや旅行をすることはできません

ただし、利害関係者ではない仲間、友人等とゴルフをすることは禁止されておられません

～公務員倫理ホットライン～

国家公務員倫理法令に違反すると疑われる行為に気付かれた方は…

【メール】rinrimail@jinji.go.jp

（郵送による通報も受け付けております。詳細はWEBサイト参照。）

【WEB】[公務員倫理ホットライン](#)

検索

※ 匿名による通報も受け付けています

※ 通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています



企業の皆様向けの各種資料・教材を御用意しております

国家公務員倫理審査会ホームページ
<https://www.jinji.go.jp/rinri/kokumin/main.html>

